

草津市ビジネスサポートセンターの設置・運営に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と草津商工会議所（以下「乙」という。）は、草津市ビジネスサポートセンター（以下「センター」という。）をそれぞれが有する人的・物的資源等を有効に活用して共同で設置・運営するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が本市の地域特性を踏まえ、市内における創業希望者および事業者に対する相談・支援体制を構築することを目的とする。

（管理）

第2条 センターの管理は、乙が担うものとする。

（費用負担）

第3条 センターの設置および管理・運営に関する費用は、甲乙双方が負担するものとし、費用の内容および負担割合については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（開設日）

第4条 センターの開設日は、令和6年1月1日とする。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲または乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、センター事業に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名・押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市

草津市長

(乙) 滋賀県草津市大路二丁目1番35号

草津商工会議所

会頭